

(議長)

日程第12、議案第7号、江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議案第8号、江差町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第14、議案第9号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15号、議案第10号、江差町会計年度、任、会計、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16、議案第11号、江差町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例について、日程第17、議案第12号、令和6年度江差町一般会計補正予算(第13号)について、日程第18、議案第13号、令和6年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)について、日程第19、議案第14号、令和6年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、日程第20、議案第15号、令和6年度江差町公共下水道事業会計補正予算(第2号)について、日程第21、議案第16号、令和6年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)について、関連がありますので一括議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

ただいま一括条例、上程となりました、議案第7号、江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第8号、江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第9号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第10号、江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第11号、江差町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第12号、令和6年度江差町一般会計補正予算(第13号)について、議案第13号、令和6年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)について、議案第14号、令和6年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、議案第15号、令和6年度江差町公共下水道事業会計補正予算(第2号)について、議案第16号、令和6年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)についてでございます。

令和6年の人事院勧告に基づき、関係する条例の一部を改正するものでございます。

また併せまして、令和6年の人事院勧告に伴う給与及び手当の改正による人件費の補正

をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「総務課長」

総務課長。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

えー議案第7号から議案第11号の各条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書につきましては、議案目次その2の11ページから24ページ、資料につきましては、定例会資料追加の1ページ、資料4の人事院勧告に基づく給与改定等の概要、3ページから15ページ、資料5から資料9の新旧対照表、対照表となっております。資料4の人事院勧告に基づく給与改定等の概要を中心にご説明させていただきます。

まず、議案第7号から第10号に関わる期末手当及び勤勉手当に関しましては、年間の支給月数を引き上げるもので、議案第7号の議員では、年2.45ヶ月を2.5ヶ月に、議案第8号の特別職及び議案第9号の町職員の一般職では、年4.5ヶ月を4.6か、4.6ヶ月に、再任用職員では、年2.35ヶ月を2.4ヶ月、議案第10号の会計年度任用職員では、年2.35ヶ月を2.4ヶ月に引き上げる事としております。

これらの引き上げは、令和6年12月1日から適用するものですが、既に6月の支給が済んでいることから、本年度に限り、年間の増額分を12月支給に支給するよう規定してございます。

続いて、議案第9号の町職員及び議案第10号の会計年度任用職員の給与に関しましては、民間給与との格差を解消しつつ、採用時における競争力向上のために、初任給の大幅な引き上げや、若年層に特に重点を置いた引き上げとし、順次低減させる形で、全体の平均改定率3.0%の増加としており、令和6年4月1日から適用するものでございます。

また、議案第11号の寒冷地であ、手当につきましても、民間における支給状況を踏まえ、増額としているところでございます。

以上、各条例の一部改正に係る概要説明とさせていただきます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

それでは私からは、議案第12号から議案第16号に係る5つの会計の補正予算について関連がございますので、一括して補足説明をさせていただきます。

まずは一般会計です。議案書その2、27ページの補正予算構成表をご覧ください。

今回の補正予算につきましては、議会費のうち7,000円が総務産業常任委員長の交代に伴う分として含まれていること。また総務費、一般管理費に会計年度任用職員の児童手当の不足分75万円が含まれていること以外は、いずれも令和6年度人事院勧告に伴う給与改定及び今年度の人事異動等に伴う人件費補正となります。

人事院勧告の内容につきましては、ただいま関連条例の一部改正に関わって説明がありましたので、私からは割愛をさせていただきますが、ご覧顶きますように、一般会計の補正額の合計につきましては、一般職員分95名と会計年度任用職員99名、これに特別会計繰出金江差消防署分の行政組合分担金を合わせて6,409万7千円となりました。

財源につきましては、人事院勧告影響分として追加交付される普通交付税4,400飛び9万7,000円を見込む他、去る9月定例会で議決頂きました財政調整基金5,000万円の取り崩しのうち2,000万円を繰り入れます。

次に国民健康保険費特別会計です。議案書その2、47ページをご覧ください。

本特別会計で措置する3名の一般職員及び6名の会計年度任用職員に係る人件費補正で、補正額の合計は238万2千円です。財源は全額一般会計からの繰入金です。

次に介護保険特別会計です。議案書その2、63ページをご覧ください。

本特別会計で措置する6名の一般職員及び7名の会計年度任用職員に関する人件費補正で、補正額の合計は390万9千円です。財源は、一般会計繰入金41万1千円と、前年度繰越金349万8千円です。

次に公共下水道事業会計です。議案書その2、79ページをご覧ください。

本公営企業会計で措置する2名の一般職員に関する人件費補正で、補正額の合計は106万円です。財源は全額、下水道事業収益の中から充当します。

最後に水道事業会計です。議案書その2、83ページをご覧ください。

本公営企業会計で措置する2名の一般職員及び1名の会計年度任用職員に関する人件費補正で、補正額の合計は233万6千円です。財源は全額水道事業収益の中から充当します。

これで補足説明を終わりますが、詳しくは各会計の給与費明細も併せてご確認下さい。ご審議の程よろしくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声)

(議長)

質疑希望は、ありませんので質疑を終結致します。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第7号、江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第7号については、原案の通り可決されました。

(議長)

次に議案第8号、江差町特別職の職員で常勤、常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第8号については、原案の通り可決されました。

(議長)

次に議案第9号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第9号については、原案の通り可決されました。

(議長)

次に議案第10号、江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する、条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

举手全員であります。

よって議案第10号については、原案の通り可決されました。

(議長)

次に議案第11号、江差町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部を改正する条例、条例について原案に賛成の方の举手を求めます。

(議長)

举手全員であります。

よって議案第11号については、原案の通り可決されました。

(議長)

次に議案第12号、令和6年度江差町一般会計補正予算(第13号)について、原案に賛成の方の举手を求めます。

(議長)

举手全員であります。

よって議案第12号については、原案の通り可決されました。

(議長)

次に議案第13号、令和6年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)について、原案に賛成の方の举手を求めます。

(議長)

举手全員であります。

よって議案第13号については、原案の通り可決されました。

(議長)

次に議案第14号、令和6年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の举手を求めます。

(議長)

举手全員であります。

よって議案第14号については、原案の通り可決されました。

(議長)

次に議案第15号、令和6年度江差町公共下水道事業会計補正予算(第2号)について、

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第15号については、原案の通り可決されました。

(議長)

次に議案第16号、令和6年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第16号については、原案の通り可決されました。